

「食育実践優良法人 2027」の申請受付を開始いたします！

～従業員に対する食生活の改善に資する取組を認定・顕彰します～

農林水産省は、企業における食育活動を評価・認定する「食育実践優良法人 2027」の申請受付を令和 8 年 8 月 17 日(月曜日)に開始します。働く世代を対象とした「大人の食育」を推進するため、従業員の食生活改善や健康づくりに積極的に取り組む法人を広く募集し、その優良な実践事例の横展開を図ります。



1. 食育実践優良法人顕彰制度 概要

食の外部化や簡便化志向、若者における野菜類・果実類の摂取減少など、大人の食生活の乱れが顕在化している中、「大人の食育」の推進が求められています。

本制度は、自社の従業員に対し健康的な食事を提供する等、食生活改善に向けた取組やその効果の評価を行っている企業を顕彰し、企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図ることを目的として、令和 7 年に経済産業省が実施する健康経営優良法人制度と連携して創設されました。「食育実践優良法人」の認定は官民連携プラットフォームが行います。



2. 「食育実践優良法人 2027」申請について

- 申請期間：令和 8 年 8 月 17 日（月曜日）から 10 月 30 日（金曜日）まで
- 詳細については、「食育実践優良法人 2027」の申請ページをご確認ください。
(URL) <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kensyo/27sinsei.html>
- 認定、公表は令和 9 年春頃を予定しています。
- 本制度への申請は、「健康経営優良法人 2027」に申請しているまたは、申請予定の法人に限ります。
- 認定は毎年度実施し、本年度の申請で認定されるのは「食育実践優良法人 2027」となります。前年度に認定を受けている場合でも、当該年度の認定には改めて申請が必要です。

3. 認定要件

以下の（１）～（７）を全て満たしている法人を「食育実践優良法人 2027」と

して認定します。

- (1) 「健康経営優良法人 2027」に申請しているもしくは、申請予定の法人であること。
- (2) 自社の従業員に対し、「食生活の改善」に資する取組を実施していること。
例：職場の食環境の整備、従業員の食リテラシーの向上、食の体験活動の提供等
- (3) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日の間に取組実績があること。
- (4) 特定の従業員や事業所を対象にした取組を含め、企業全体に取組が波及することを目指した取組であること。
- (5) 取組に対して経営層の理解を得ており、企業全体として企業理念や行動指針などで取組が明確化されていること。
- (6) 取組目的、取組内容、取組成果等の公表が可能であること。
- (7) 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

「健康経営優良法人 2027」への申請を行わなかった場合、重大な法令違反、認定者としてふさわしくない行為、又は申請書類の虚偽や不正が判明した場合は、認定を取り消すこととします。

○想定される「食生活の改善」に資する取組例

※認定されるのは、以下の取組に限りません。

食環境の整備	
従業員食堂等での食事提供・支援 (置き食や弁当等も含む)	健康メニューの提供
	旬や食文化を意識したメニューの提供
	地場産物や有機食材を使用したメニューの提供
	健康的な献立を選ぶ仕組みづくり
朝食の欠食対策	朝食の提供（有償の場合を含む） 栄養バランスのとれた朝食レシピの提供
食堂以外での食事提供・支援	出先でのヘルシーメニューの提案やお店の紹介
	外勤やテレワーク等で職場外にいる従業員への健康的な食事の提供・支援
食リテラシーの向上	
専門家等による情報提供	保健師や管理栄養士等による食事相談・指導の実施 減塩対策やメタボ予防等に役立つ食情報の提供
デジタルの活用	アプリ等を利用した食事量や摂取栄養量の把握
	性別や年代を考慮した必要栄養量の情報提供
	食に関するオンライン等での社内コミュニケーションの実施
食情報の発信	健全な食生活につながる定期的な情報提供
	旬の食材や地場産物を使用したメニュー等に関する情報提供
	家庭でも実践しやすいレシピの提供
体験活動	
食体験の提供	研修や福利厚生等を通じた農林漁業体験機会の提供 その他生産者との交流機会の提供
	旬の食材や地産地消等につながる農畜水産物の購入機会の提供
	食に関するレクリエーションの実施
その他従業員の食生活の改善に資する取組	

4. その他

- ・食育実践優良法人顕彰制度ウェブサイト

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kensyo/kensyo_top.html

- ・官民連携食育プラットフォームウェブサイト

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/otona_syokuiku/platform.html



お問合せ先

消費・安全局消費者行政・食育課 担当者：食育連携グループ

代表：03-3502-8111（内線 4579）ダイヤルイン：03-6738-6557